

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法			法令番号	昭和 62 年法律第 30 号		
手続名	登録研修機関の登録			根拠条項	附則第 4 条第 2 項		
審査基準	<p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 61 年法律第 30 号）附則第 6 条～第 8 条、第 10 条及び第 12 条</p> <p>(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 10 条～第 14 条</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修実施要綱について（平成 24 年社援発 0330 第 43 号）</p>						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 14 日 含めない) 標準経由期間 日	目次 No.